

現計画における施策体系			現計画期間(平成24年度～平成29年度)の進捗等		仙台市障害者等保健福祉基礎調査 (アンケート・聴き取り)で得られた視点 施策推進協議会の委員意見	国の指針・近年の法改正等 (内閣府・厚生労働省等)	抽出された課題
			主な新規・拡充の取り組み	課題が残ったこと			
① 自立に向けた 市民理解の促進と 権利擁護の推進	(1)	市民理解と 相互交流の促進	・市民協働による障害理解・差別解消に 関する普及啓発事業 ・難病等普及啓発(研修、講演)	-	・障害のある方の相談相手になったり、手助けをした経 験がない方が増加している ・市民の「障害者全体」への理解は上昇しているが、 個々の障害への理解は総じて低下している	(内閣府) ・理解促進・広報啓発に係る取組等の推進	◎市民理解の促進 ・障害のある方とない方について、さらなる理解の促進が必要
	(2)	障害者の権利擁護や 虐待防止対策の推進	・差別解消条例の制定 ・各区役所への相談員の配置 ・差別及び虐待相談ダイヤルの整備	・障害理解サポーター制度の確立	・市民は約15%、当事者及び家族は15～30%の方が差 別解消法及び条例について知っている ・知的障害、発達障害では50%以上が差別を受けた経 験がある	(内閣府)・障害者権利条約の理念の実現 (厚生労働省)・地域共生社会の実現 (ユニバーサルデザイン2020行動計画) ・2020年度から学校で障害理解の授業が実施	◎障害者差別解消の取り組み ・法律、条例の認知度が低く、児童や事業者等への障害理解を 推進する国の動きと連携しつつ、障害理解の効果的な取り組み を実施していくことが必要
② 生涯にわたり 地域での生活を 支援する体制の充実	(1)	相談支援体制の強化	・各種相談事業の展開 (総合相談、委託相談、計画相談等) ・震災後の心のケア ・区自立支援協議会の開催	・全市民的な相談支援体制のビジョン構築 ・基幹相談支援センターの整備 ・計画相談事業所の不足	・「相談先がある」と回答した人が多いが、「相談したい が相談先がない」と答えた方が10%前後いる ・居宅介護等の障害福祉サービス事業所と計画相談事 業所の連携が不十分	(厚生労働省) ・相談支援体制の構築 - 地域生活支援拠点等の整備 - 基幹相談支援センターの設置	◎相談支援体制 ・各相談機関の役割や連携が不明確なため、体制整備が必要 ⇒自立支援協議会での議論を踏まえ、計画に反映する
	(2)	障害児に対する 支援の充実	・放課後等デイサービス事業所の拡充 ・児童発達支援センター整備	・医療的ケア児や重症心身障害児などの 特別な支援が必要な児童への事業所拡充	・家族を含む切れ目のない支援体制の構築が必要とさ れている ・重症心身障害児や医療的ケア児など支援が困難な領 域への事業の拡充が求められている	(厚生労働省) ・障害児福祉計画の策定義務付け ・児童発達支援センターの整備 ・重症心身障害児等向け支援事業所の設置	◎障害児支援全般 ・家族を含む切れ目のない支援体制の構築や特別な支援を必要 とする児童への対応が必要 ⇒作業部会を設置して議論を行い、計画に反映する
	(3)	障害特性等に対応した 支援の充実	・医療型短期入所整備 ・難病サポートセンター開設	・医療的ケア関係事業の利用者拡大 ・事業所の不足(短期入所、レスパイト等)	・研修や事例検討会を充実する等して、事業所・多職 種・地域での連携の拡充が求められている ・地域の事業所が連携することによる課題解決が重要で ある	(内閣府) ・障害特性に配慮したきめ細かい支援 ・女性等複合的困難に配慮したきめ細かい支援	◎事業所等の連携拡充 ・サービスの垣根を超えた情報交換の不足が課題となっており、 事業者等の密接な連携が必要
	(4)	保健・医療の推進	・ひきこもり者実態調査 ・自殺予防情報センター運営 ・市立病院身体合併症対応病床の稼働	・精神科救急システムに係る 宮城県との連携確保	・入院中の精神障害のある方について、およそ6割は今 すぐに退院することは難しいと回答している ・地域でつながりの少ない方の支援体制の確立が必要 とされている	(厚生労働省) ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置するな ど、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの 構築	◎精神障害者等の地域生活支援 ・精神障害のある方等が増加している一方で、家族等の負担が 大きくなっているため支援が必要 ⇒精神保健福祉審議会での議論を踏まえ、計画に反映する
③ 誰もが安心して 地域で生活できる 環境の整備	(1)	地域で生活していくための 環境整備	・障害者総合支援センター開所 ・グループホームサポート事業 ・消防法対応スプリンクラー整備補助	・グループホームの定員増 ・施設入所者の地域生活への移行者数	・充実してほしい施策として、知的障害及び発達障害の あるご家族は、半数以上がグループホームを希望して いる	(厚生労働省) ・福祉施設の入所者の地域生活への移行	◎居住環境の整備 ・将来の住まいとしてのグループホームの不足や、地域生活の 支援基盤が不十分であるため、居住環境の整備が必要 ⇒施策推進協議会本会で議論を踏まえ、計画に反映する
	(2)	誰もが生活しやすい まちづくりの推進	・仙台市バリアフリー基本構想の策定 ・地下鉄のバリアフリー化の推進 ・意思疎通支援の拡充	-	・身体障害、精神障害、難病、発達障害では「公共交通 機関が充実していること」への要望が大きい ・身体障害、難病患者は、まちのバリアフリーについて の要望が大きい	(ユニバーサルデザイン2020行動計画) ・平成29年度中にホテル等の建築物に係る設計標準の 改正、平成30年度中に交通バリアフリー基準(省令)・ガ イドラインを改正が予定	◎バリアフリー及び意思疎通支援 ・バリアフリー及び意思疎通支援等のさらなる配慮が求められて いるため、差別解消の取組みとして効果的な取り組みを実施して いくことが必要
	(3)	震災を踏まえた 災害対応の強化	・災害時要援護者情報登録制度の推進 ・福祉避難所の拡充及び機能強化 ・災害時地域精神保健福祉体制整備	・震災時における手話通訳等の 専門ボランティアマニュアルの更新 ・障害種別の福祉避難所整備 ・災害こころネットの試行版実施	・避難所における合理的配慮の提供等、多様な障害に 対応した支援体制の整備が求められている ・福祉避難所や災害時要援護者登録制度等の広報のさ らなる充実が求められている	(内閣府)：避難行動要支援者の避難行動支援に関する 取組指針 ・避難行動要支援者名簿の作成及び対応	◎災害時における合理的配慮の提供 ・通常の避難所で生活が困難な人に対する合理的配慮や、制度 のさらなる広報が求められているため、差別解消の効果的な取 組みを実施していくことが必要
④ 就労や 社会参加による 生きがいづくり	(1)	多様な就労による 生きがいづくり	・障害者就労施設等からの 物品の優先調達推進 ・精神障害ピアスタッフの雇用	-	・仕事の継続に必要なこととして、知的障害、発達障害 で「障害にあった仕事であること」、精神障害、難病では 「体調に合わせて仕事を調整できること」が求められて いる	(近年の法改正) ・障害者優先調達推進法制定(平成25年施行) - 国等の責務及び調達の推進	◎企業理解の促進 ・障害や体調に合わせた働き方を進めるための企業理解促進が 求められているため、障害理解のさらなる取り組みを実施して いくことが必要 ⇒施策推進協議会本会で議論を踏まえ、計画に反映する
	(2)	障害者就労支援体制の 充実	・障害者就労支援センター運営 ・ジョブコーチによる障害者雇用促進	・一般就労のさらなる拡大 ・障害者雇用企業数	・身体障害、精神障害、難病、発達障害では、半数以上 が仕事をしていない ・精神障害、発達障害では、半数以上が「障害があつて も働ける場の確保」を求めている	(厚生労働省) ・福祉施設から一般就労への移行推進 - 就労定着支援事業の新設	◎一般就労の拡大 ・就労していない当事者が多く、就労に対する希望も多いことか ら、一般就労の拡大に向けた取り組みを実施していくことが必要 ⇒施策推進協議会本会で議論を踏まえ、計画に反映する
	(3)	スポーツ・文化・ 芸術活動への支援	・パラリンピック関連事業(スポーツ教室等) ・障害のある方の国際交流(毎年)	・3障害以外の社会参加推進事業未実施	・身体障害、精神障害、難病患者では、およそ50%以上 が日中自宅で過ごしている ・生きがいづくり(スポーツ、芸術、文化等)の推進が重 要である	(厚生労働省) ・社会参加の促進	◎社会参加機会の拡充 ・特に身体障害、精神障害、難病患者の外出頻度が少なくなっ ており、パラリンピックに向けて、主にスポーツを基軸とした社会参 加機会の充実が必要
	(4)	障害者自身による 主体的な社会的活動支援	・審議会等への障害のある方の参画推進	-	・当事者活動にはエンパワーメント効果があり重要だ が、当事者団体の高齢化が進んでおり、継続性に課題 がある	(ユニバーサルデザイン2020行動計画) ・政策立案段階からの障害者の参画を進めること	◎当事者参画の推進 ・当事者団体の活動は重要であるため、現在実施している事業 や協議会・審議会等の場に、障害当事者の参画を積極的に促し ていくことが必要
⑤ サービスの充実と 質の向上	(1)	サービスを選択できる 環境の整備	・生活介護事業所の整備 ・要医療的ケア対応型 グループホーム運営費補助 ・指導監査の推進	・青葉障害者福祉センター整備	・「なにが使えるかわからない」ために、2～4割の方が障 害福祉サービスを利用していない ・使いやすい福祉サービスの充実と、必要な人に必要な 情報を伝える体制の構築が求められている	(内閣府) ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進	◎情報提供体制 ・情報提供の在り方について課題があり、特に相談支援体制の 充実が重要であることから、相談支援体制の整備が必要 ⇒相談支援体制の整備については、 自立支援協議会での議論を踏まえ、計画に反映する
	(2)	人材の育成・確保	・専門機関による各種研修等の実施 ・ケアマネジメント研修における管理者研修	-	・現場を担う人材が不足しているとともに、離職が多く、 課題になっている	(厚生労働省) ・権利擁護の視点を含めた職員への研修	◎人材確保・定着 ・対象者の増加と少子高齢化等により、人材の安定確保が困難 であるため、人材確保と定着の取り組みが必要 ⇒施策推進協議会本会で議論を踏まえ、計画に反映する